

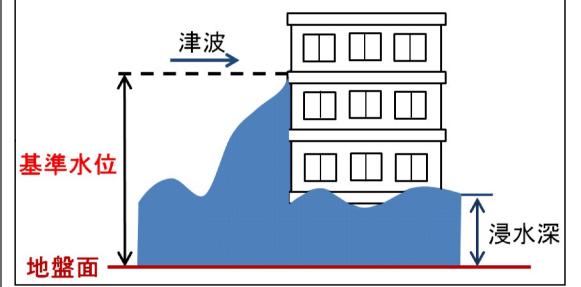
【留意事項】

ります。

【基準水位】

〇 「基準水位」は、津波法第53条第2 項に基づく水位で、津波の発生時における避難施設の避難上有効な高さ等の基準

る避難地設の避難上有効な高さ等の基準となるものです。 〇 「基準水位」は、津波浸水想定に定める浸水深に係る水位に建造物への衝突による津波の水位の上昇を考慮して必要と認められる値を加えて定める水位であり、地盤面からの高さ(m単位)で表示しています。(下図参照)



基準水位の算出に用いた「地形(標 浸水想定図作成時に使用した地形である ため、その後の開発に伴う盛土や個別施 設の微細な土地の形状が現況と異なって いる場合があります。

【背景地図】

この地図の作成に当たっては、伊予 (測量法に基づく国土地理院長承認 (使用) R 2JHs 689)

道路や建物などが現況と異なっている場 合があります。

基準水位 (単位:m)

300

伊予市

